

水資源の保全に関する条例（仮称）について（たたき台）

目 次

| | |
|------------------------------------------|----|
| 1 条例制定の背景と目的 | 1 |
| 2 基本理念 | 2 |
| 3 県、県民、事業者及び土地所有者等の責務など | 3 |
| 4 水資源の保全を推進するための施策（水環境保全総合計画の策定） | 4 |
| 5 水源地の周辺における適正な土地利用の確保 | |
| (1) 「水資源保全地域に関する指針」の策定 | 5 |
| (2) 「水資源保全地域」の指定 | 6 |
| (3) 「水資源保全地域」の指定手続 | 7 |
| (4) 「水資源保全地域」における土地の取引等の事前届出制度 | 8 |
| (5) 「水資源保全地域」における土地の取引等の事前届出制のイメージ | 12 |
| (6) 「水資源保全地域」における行政機関相互の情報の共有 | 13 |
| 6 現行の長野県水環境保全条例の取扱い | 14 |

1 条例制定の背景と目的

水は、全ての生命の源であり、私たちの日常生活や経済活動を支え、文化を育むとともに、豊かな生態系を形成していく上で大切な資源である。

この水資源は、本県において将来にわたって引き継いでいかなければならない県民共有の貴重な財産である。



現状と課題

○近年、目的不明な土地取引による地下水への影響や涵養機能の低下などによる地下水の減少が懸念されている。

- ・外国資本による森林買収
- ・水田の荒廃等による地下水の減少
- ・地下水の豊富な地域におけるペットボトル工場の進出

○水源地周辺の私有地について、行政の関与がないまま売買される懸念がある。



本県の豊かな水資源を県民共有の財産として守り、未来に承継していくためには、県、県民、事業者等がそれぞれの役割の下、水資源の保全に向けた施策を推進することが必要である。



水資源の保全に関し、基本理念を定め、県、市町村、県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、水資源の保全に関する必要な施策、水源地周辺における適正な土地利用の確保を図るための措置などを定めることにより、県民が、本県の豊かな水資源を将来にわたって享受できるよう、条例を制定する。

(備考)

- 1 水資源：水道、農業、工業用水等として利用する水をいう。
- 2 水源地：水資源として公共的に利用する地表水（ダム、湖沼、河川の水）、地下水及び湧水の取水施設及びその附帯施設の区域をいう。
- 3 水源地周辺：個別の行為が水源の水量や水質に多大な影響を及ぼすことが想定される区域であって、水源及び水源の上流域や周辺地域をいう。

2 基本理念

○県民が共有する基本理念の下、水資源の保全を推進することが重要である。



○水資源は、県民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水資源の保全は、現在及び将来にわたって、本県の豊かな水資源を享受できるよう、推進されなければならない。

○水資源の保全は、県、市町村、県民、事業者及び土地所有者等の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

3 県、県民、事業者及び土地所有者等の責務など

○水資源の保全を推進するためには、県、県民、事業者及び土地所有者等がそれぞれの責務を果たすとともに、市町村及び国と連携することが重要である。



(県の責務)

○県は、基本理念を踏まえ、水資源の保全に関する施策を実施する。

(県民の責務)

○県民は、基本理念を踏まえ、水資源の保全に対する理解を深めるとともに、県が実施する水資源の保全に関する施策へ協力する。

(事業者の責務)

○事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念を踏まえ、水資源の保全に十分配慮するとともに、県が実施する水資源の保全に関する施策へ協力する。

(土地所有者等の責務)

○土地所有者等は、基本理念を踏まえ、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、県が実施する水資源の保全に関する施策に協力する。

(市町村との連携)

○県は、地域の実情に応じた市町村の水資源の保全に向けた取組を連携して推進するとともに、必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を要請する。

- ・地下水取水に関する市町村条例の制定に係る支援
 - ・水資源の賦存量の把握
- など

(国との連携)

○県は、国と連携協力して水資源の保全に関する施策の推進を図るとともに、必要があると認めるときは、国に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

4 水資源の保全を推進するための施策（水環境保全総合計画の策定）

○水資源の保全を推進するために、地下水の涵養対策、水資源の保全に係る普及啓発などの施策を推進する。



○水環境の保全（水資源の保全を含む。）を図るための総合的な計画（「水環境保全総合計画」という。）を定める。〔長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）第7条〕

（第5次長野県水環境保全総合計画の策定）

○水資源の保全対策を重要な柱として位置付け、地下水の涵養対策等をはじめとした施策を、今年度策定する「第5次長野県水環境保全総合計画（平成25年度から平成29年度までの5か年）」に盛り込み、当該施策を推進する。

5 水源地の周辺における適正な土地利用の確保 (1)「水資源保全地域に関する指針」の策定

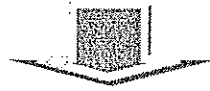
- 「水資源保全地域」において、土地所有者や土地利用者が水資源の保全のために配慮すべき事項などを定めた基本的な指針を定める



基本的な指針に定める主な事項

- 「水資源保全地域」に関する基本的事項
- 「水資源保全地域」の指定に関する事項
- 「水資源保全地域」において土地所有者等が配慮すべき事項

指針の内容については、全県に共通した事項が考えられるほか、地域によって異なる事項（市町村条例に基づく開発規制や取水規制の有無、市町村の土地利用や森林整備などの諸計画等）が考えられる。



- 知事は、基本指針を定めるに当たっては、長野県環境審議会の意見を聴く。



- 知事は、基本指針を定めたときは、公表する。

5 水源地周辺の適正な土地利用の確保 (2) 「水資源保全地域」の指定

○水資源を保全するために特に重要な地域を、「水資源保全地域」として指定する。



水資源への影響を考慮して、次の考え方に沿った地域を、「水資源保全地域」として指定することが考えられる。

- 地表水（ダム、湖沼、河川の水）については、山間地における水源の取水地点に対する集水区域の全部又は一部とする。
- 地下水及び湧水については、水源の取水地点から一定距離の範囲を基本とする（市街化区域などの都市部を除く。）。

現行の長野県水環境保全条例（平成4年長野県条例第12号）における「水道水源保全地区」については、次のとおり取り扱う。

- 保全する目的が異なるため、水質の保全を目的とした「水道水源保全地区」は存続させ、「水資源保全地域」と別個に取り扱う。

5 水源地の周辺における適正な土地利用の確保

(3)「水資源保全地域」の指定手続

- 「水資源保全地域」の地域の設定に当たっては、水源の取水地点に対する集水区域や地下水の水源の取水地点から一定距離の範囲を基本とするとともに、個々の水源地の地形、地質、水資源の利用状況などを踏まえ、地域の実情に応じて、弾力的に設定することが考えられる。
- 地域指定については、地域の実情を踏まえ、市町村からの申出を受ける方法とする。



○市町村長は、地域指定に係る県の考え方に基づき、地域の実情を踏まえ、保全を要する地域を検討し、知事に申し出る。

- ※次の場合についても指定できる仕組みが必要である。
- ①市町村から他の市町村の地域に係る申出がある場合
 - ②知事が特に必要と認める場合



○知事は、関係市町村との協議、長野県環境審議会への諮問、公告縦覧手続を経る。



○知事は、「水資源保全地域」を指定する。

5 水源地の周辺における適正な土地利用の確保

(4)「水資源保全地域」における土地の取引等の事前届出制度 ①

○「水資源保全地域」における土地の取引等が行われる前に、土地所有者（売主）に対して、届出義務を課すことにより、適正な土地利用を誘導する。



○「水資源保全地域」内の私有地に関して、土地所有者（売主）は、土地売買等の契約を締結しようとする場合には、3か月前までに、知事へその旨を届け出る。

〔参考〕

①届出義務者の考え方（売主か、買主か）

⇒売主とする。

- ・売主（土地所有者）に当該土地の重要性を理解していただくことにより、水資源保全の実効性が期待できる。
- ・買主とした場合、当該地域の保全の考え方を理解されずに所有権が移転してしまう。また、国土利用計画法及び森林法に基づく事後届出と二重の届出となる可能性がある。

②届出義務者の考え方（国、地方公共団体等を含めるか）

⇒売買の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体等である場合には、届出の対象としない。

（・国、地方公共団体等については、売買等の目的が明らかである。）

③届出の対象となる行為の考え方（土地の売買、相続など）

⇒土地に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の移転又は設定をする行為とする。

（・国土利用計画法に基づく土地取引行為の届出と同様とする。相続は対象外とする。）

④届出を要する面積の考え方（下限面積を定めるか）

⇒下限面積は定めない。

- ・地下水の取水を目的とした井戸の掘削の場合、広大な面積は必要ないと考えられる。
- ・森林法（事後届出）：下限面積の定めなし

⑤届出を要する期間の考え方

⇒3か月前に届出をする。

- ・市町村において、当該土地の保安林化、公有地化を検討するには、ある程度の時間が
必要であると考えられる。
- ・買主が未定の場合でも届出の対象とすることにより、3か月前の届出であっても負担が
軽減される。

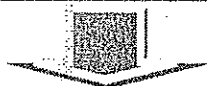
⑥届出の内容の考え方

⇒次の事項が考えられる。

- ・当事者の氏名、住所（法人にあっては、名称、住所、代表者の氏名）
- ・土地売買等の契約に係る土地の所在地及び面積
- ・土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容
- ・土地売買等の契約締結予定年月日
- ・土地売買等の契約に係る土地の所有権の移転等の後における土地の利用目的



○知事は、市町村に届出の（写）を送付し、意見を求めるとともに、必要に応じ長野県環境審議会の意見を聴くなどして、土地所有者に「水資源保全地域に関する指針」に沿って助言を行う。



○土地所有者に適正な土地利用について理解していただく。

○土地所有者は、新所有者に助言内容を伝達し、新所有者は、助言内容を踏まえ、適正な土地利用を行う。

○知事は、必要に応じて、新所有者に対して適正な土地利用に関し必要な助言を行う。

○市町村において、必要に応じて、当該土地の保安林化、公有地化を検討していただく。

〔参考〕

○届出に対する行政の関与の考え方（指導、助言など）

⇒助言を行う。

（・適正な土地利用に誘導する手段として、助言を行うものである。）

5 水源地の周辺における適正な土地利用の確保 (4)「水資源保全地域」における土地の取引等の事前届出制度 ②

○事前届出制度に対して、行政が関与し、実効性を確保する。



○知事は、事前届出制度の施行に必要な限度において、土地所有者（売主）又は新土地所有者（買主）に対し、土地の利用の状況等に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

○知事は、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、届出すべきこと又はその届出の内容を是正することを勧告することができる。

○知事は、正当な理由がなく勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

【参考】

○届出制の実効性を確保する措置の考え方（公表、罰則など）

⇒届出義務違反等に対する勧告・公表を行う。

・本条例の水源地周辺における適正な土地利用を図るという目的を踏まえると、刑罰による強制という手段を採るよりも、勧告という方法で、適正な土地利用に誘導する手段の方が、この条例の目的をより達成できる。

・正当な理由なく勧告に従わない場合は、届出制の実効性を確保するために、相手方に弁明の機会を付与した上で、氏名・企業名等について公表する。

5 水源地の周辺における適正な土地利用の確保

(4)「水資源保全地域」における土地の取引等の事前届出制度 ③

○「水資源保全地域」内における所有権移転等の情報を県のホームページ上で公開することにより、関係行政機関以外の一般県民も協働して売買取引等による所有者の異動等を監視し、水源地周辺における適正な土地利用の確保を図る。



○知事は、事前の届出があった場合、水資源保全地域名及び当該地域における所有権移転等の予定年月日をホームページ上で公開する。

【参考】

①公開の時期の考え方（所有権移転等の前か、後か）

⇒所有権移転等の前に公開する。なお、所有権移転等があった場合は、その旨公開する。

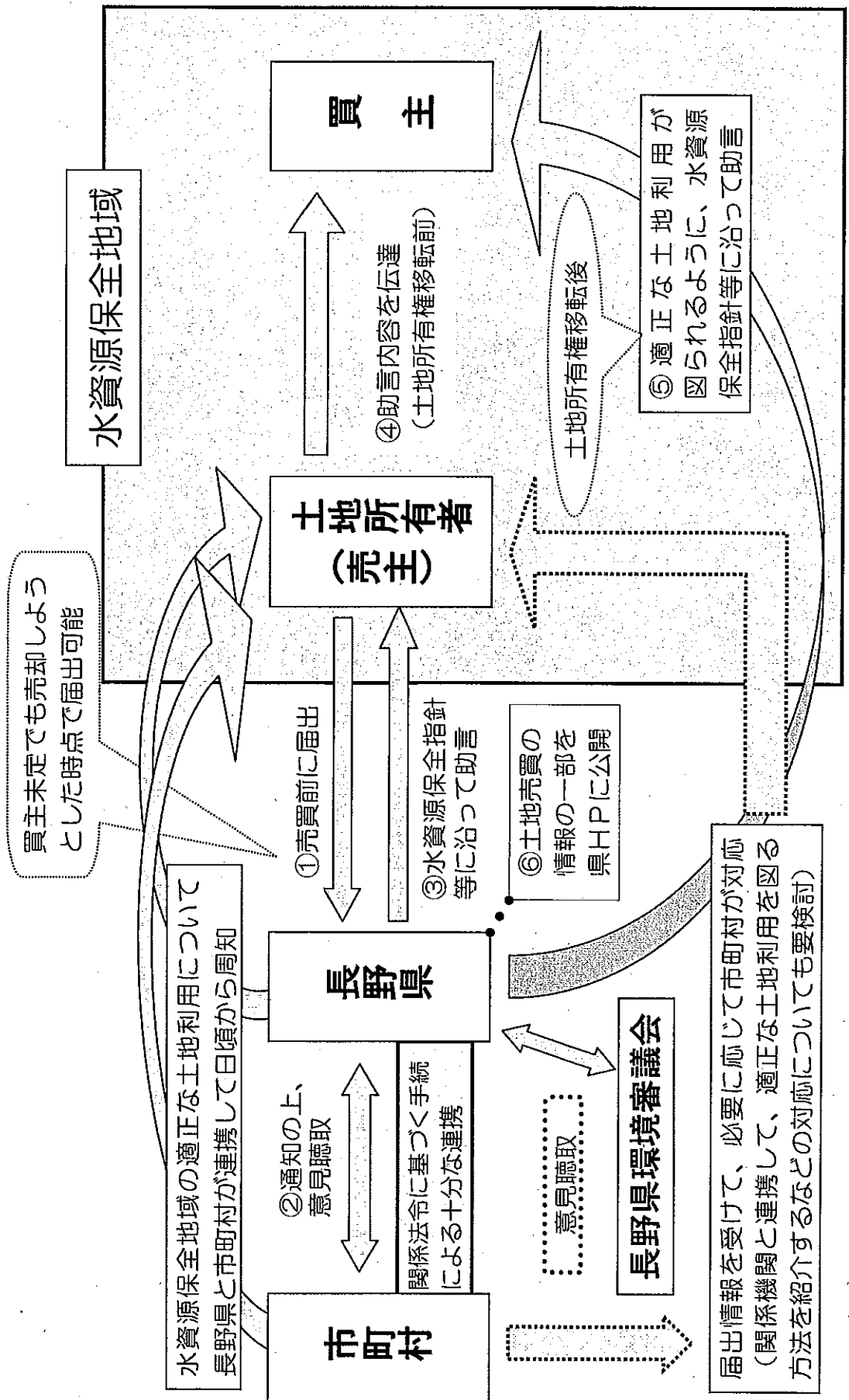
〔・全ての県民が当該土地を注視することにより、売主（土地所有者）は慎重に所有権移転等を行い、水資源の保全の実効性が期待できる。〕

②公開の内容の考え方（市町村名、水資源保全地域名、林班名、地番）

⇒水資源保全地域名とする。

〔・地番は、個人が特定される。
・林班は、一般県民には馴染みがない。〕

「水資源保全地域」における土地の取引等の事前届出制のイメージ



5 水源地の周辺における適正な土地利用の確保

(5) 「水資源保全地域」における行政機関相互の情報の共有

○「水資源保全地域」における土地所有者の状況については、既存の土地所有者や新たな土地取引を伴わない土地所有者情報を把握するのは、事前届出制の導入だけでは不十分である。

○改正森林法においては、行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について新たな規定が設けられたが、森林以外についても、土地所有者情報を行政機関相互で情報共有できる仕組みが必要である。



○知事は、水資源の保全のため必要があると認めるときは、関係行政機関に、「水資源保全地域」内の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

6 現行の長野県水環境保全条例の取扱い

- 長野県水環境保全条例は、将来にわたって良好な水質を保全し豊かで快適な流域の環境を創造することを基本として、全国に先駆けて平成4年に制定された。
- 近年の水資源を取り巻く状況を踏まえ、県民が豊かな信州の水を将来にわたって享受できるよう、従来の「きれいで安心な水」の保全に加え、「水資源の保全」を条例に位置付けるものである。
- 上記の2点を踏まえると、長野県水環境保全条例と水資源の保全に関する条例（仮称）が併存することはなじまない。



- 現行の長野県水環境保全条例を改正し、水資源の保全に係る事項等を追加する。